



第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の構造等

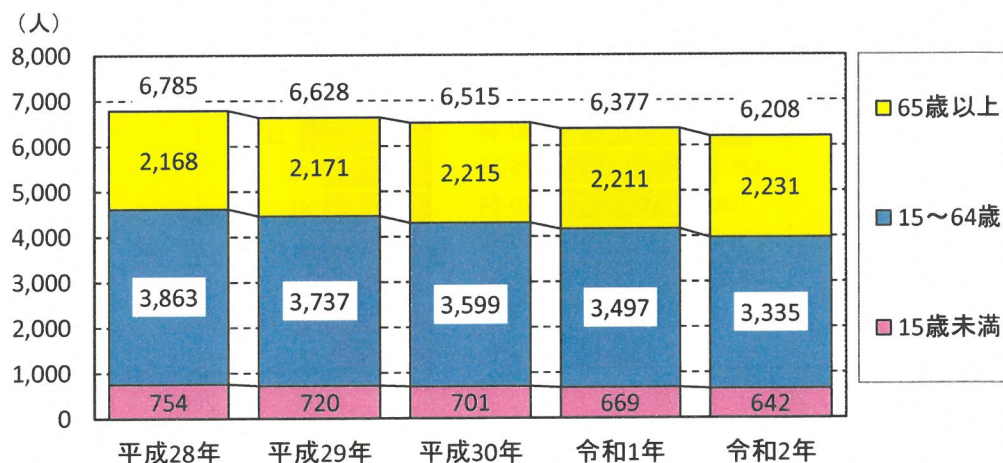
(1) 人口の推移

東通村の人口は、減少傾向で推移し、平成28年から令和2年で577人減少しています。年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が続いています。

また、年齢3区分人口構成も同様に15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、令和2年9月末日現在では、年少人口割合10.3%、生産年齢人口割合53.8%、高齢者人口割合35.9%となっています。

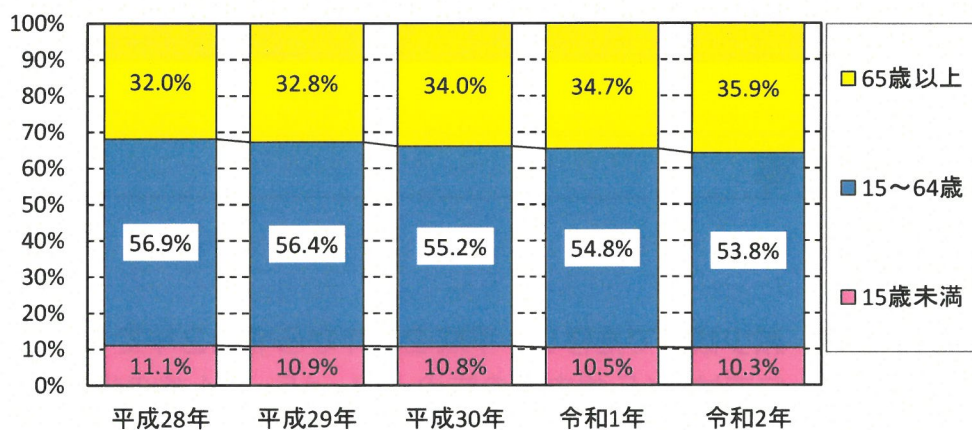
さらに、令和2年9月末日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、65～69歳の構成人員が最も多く、次に60～64歳の構成人員が多いことから、今後も高齢者数の増加が続くことが予測できます。

■年齢三区分別人口推移



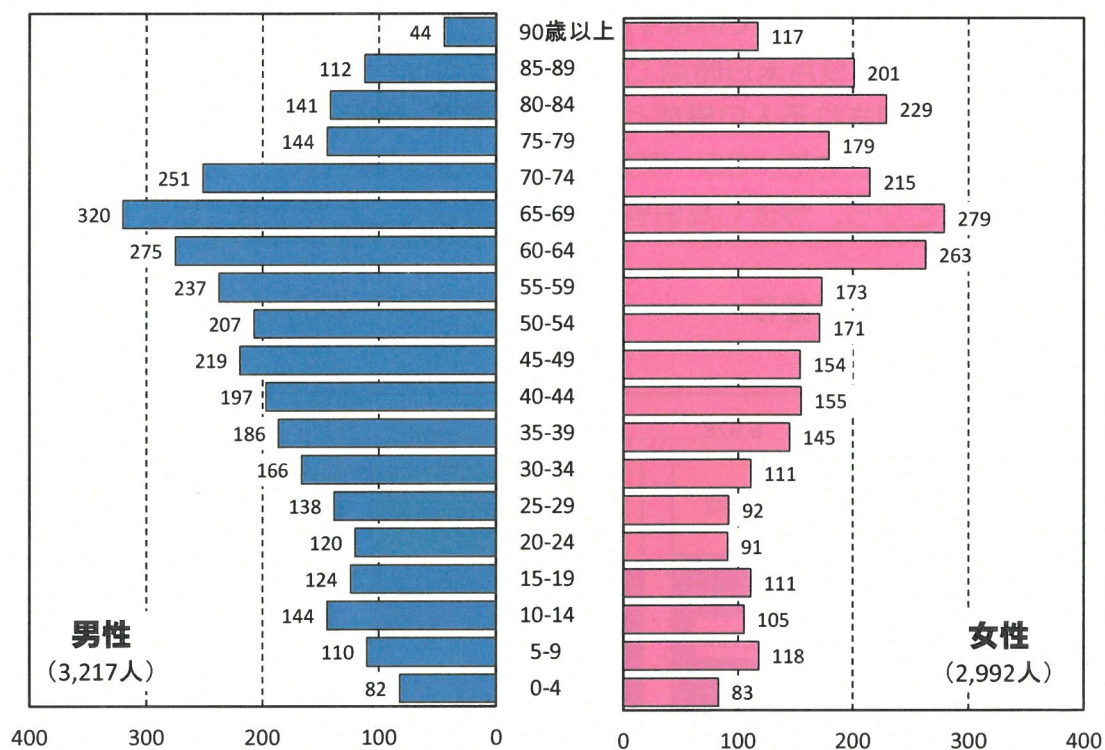
資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

■ 年齢三区分別人口割合推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

■ 人口構成（平成29年4月1日）



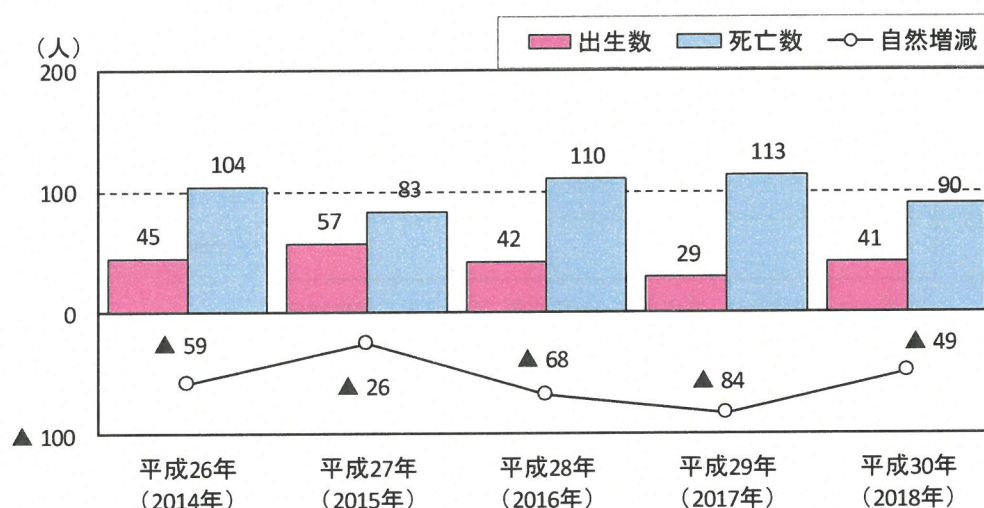
資料：住民基本台帳（令和2年9月末日現在）

(2) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成30年の自然増減は、49人の減となっています。

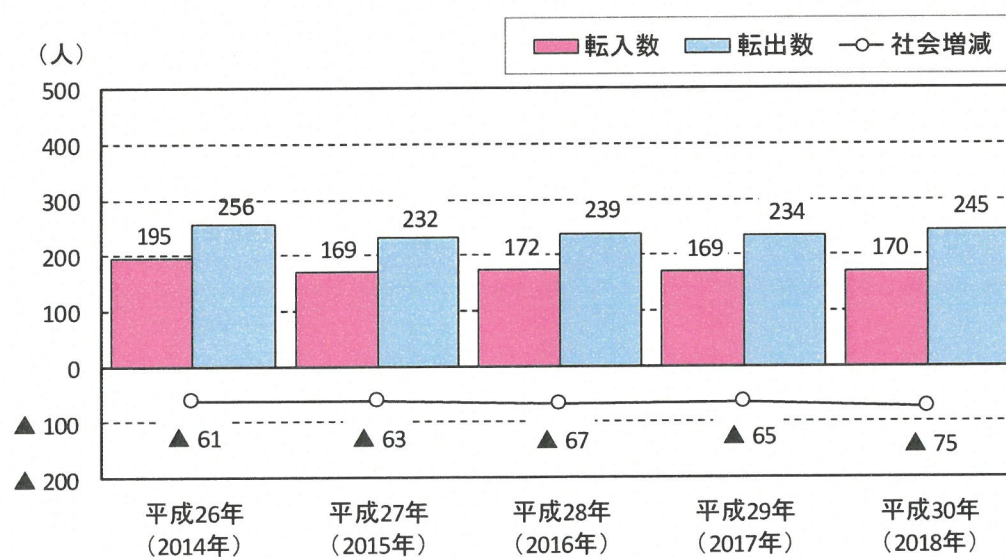
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、平成30年の社会増減は、75人の減となっています。

■ 自然動態



資料：青森県保健統計年報

■ 社会動態

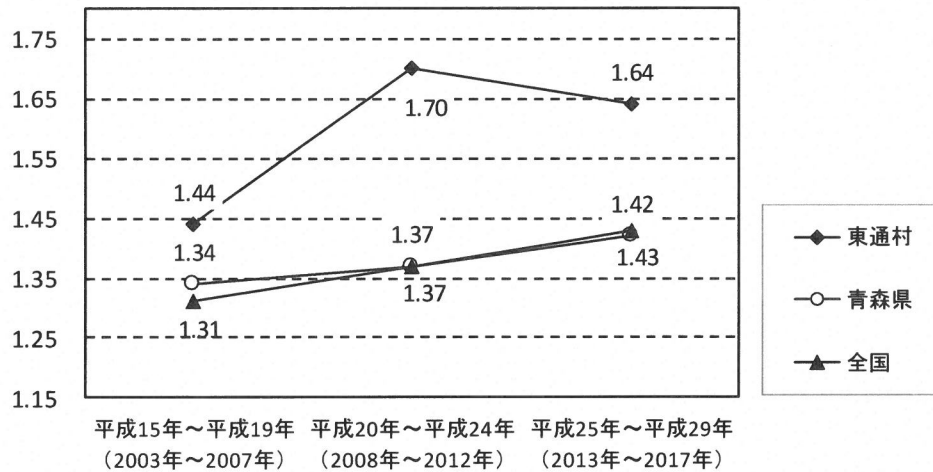


資料：青森県人口移動報告年報

(3) 合計特殊出生率

本村の合計特殊出生率は、国、県より高く推移しており、平成25年～平成29年の間では、1.64となっています。

■合計特殊出生率



資料：青森県人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

(4) 世帯の推移

一般世帯数は減少傾向で推移し、平成27年では2,570世帯となっています。

また、その内訳では、単独世帯のみ増加が見られ、1世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、平成27年では2.5人となっています。

また、平成27年で父子世帯は6世帯、母子世帯は26世帯となっています。

さらに、高齢者のいる世帯では、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)は増加傾向で推移しているものの、その他の高齢者世帯は平成22年から平成27年にかけて129世帯減少しています。

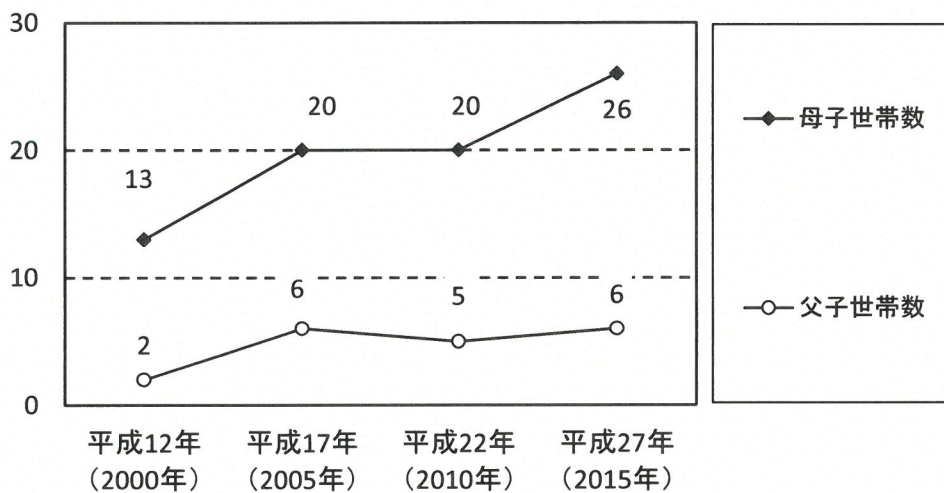
■ 世帯数

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	2,358	2,620	2,579	2,570
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	1,211 51.4%	1,238 47.3%	1,221 47.3%	1,193 46.4%
その他の親族のみの世帯数 (対一般世帯数比)	723 30.7%	730 27.9%	612 23.7%	505 19.6%
非親族世帯数 (対一般世帯数比)	3 0.1%	4 0.2%	7 0.3%	14 0.5%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	421 17.9%	648 24.7%	739 28.7%	858 33.4%
一般世帯人員	7,620	7,976	7,070	6,491
一世帯当たりの人員	3.2	3.0	2.7	2.5

資料：国勢調査

■ 母子・父子世帯の状況

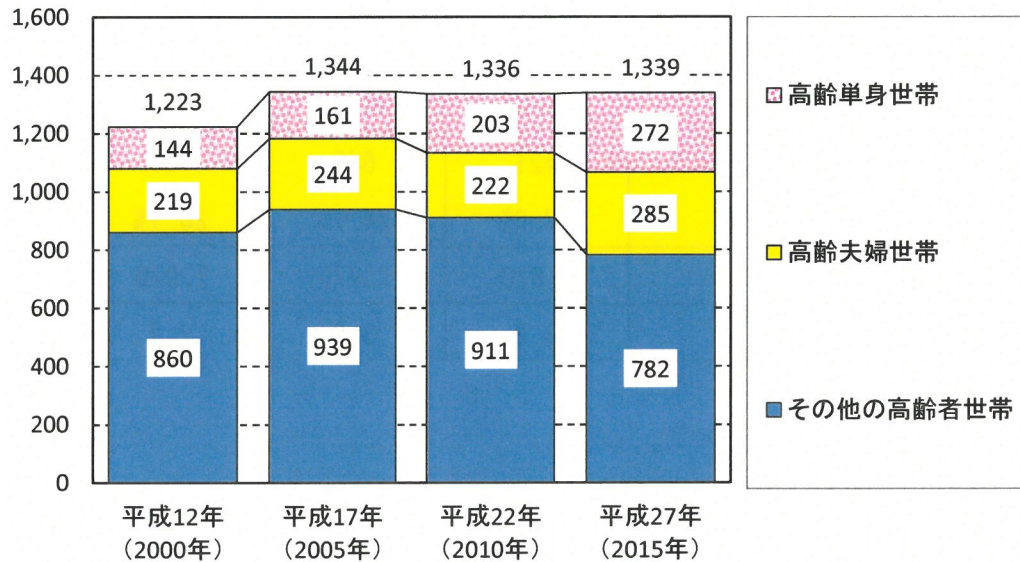
(世帯)



資料：国勢調査

■ 高齢者のいる世帯の状況

(世帯)



資料：国勢調査

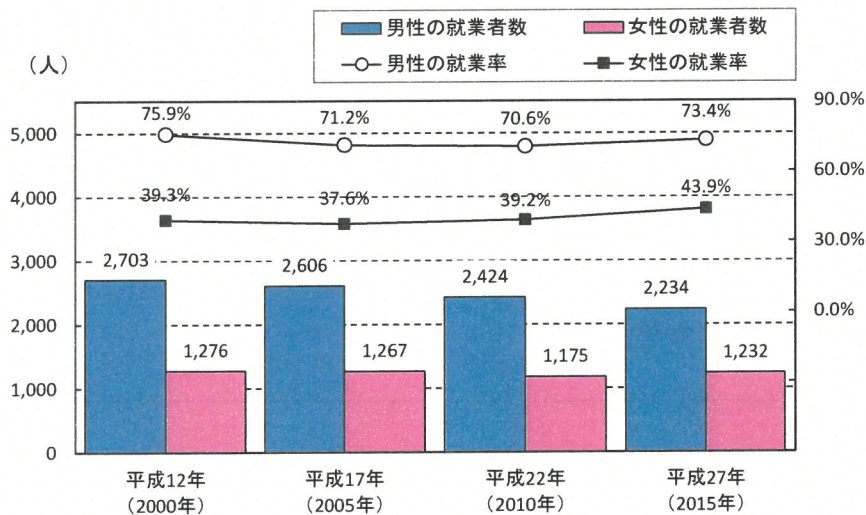
(5) 産業

男女別にみた就業状況では、男性、女性共に就業者数は減少していますが、就業率は平成22年から平成27年にかけて増加し、平成27年では男性73.4%、女性43.9%となっています。

女性就業者の産業分類は、第3次産業の増加が著しく、平成27年には、60.3%となっています。

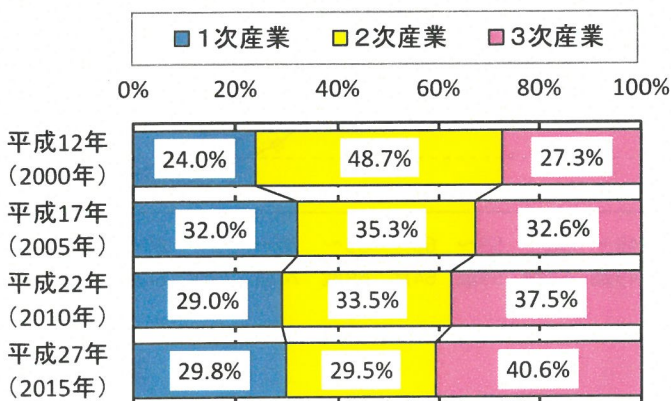
男女年齢別の就業率をみると、女性では、20代後半から30代後半で出産等によって就業率が落ち込む女性特有のM字型曲線を示していたものの、平成27年では、20代後半から30代後半の就業率の上昇により、男性の示す曲線に近づいています。

■男女別就業状況



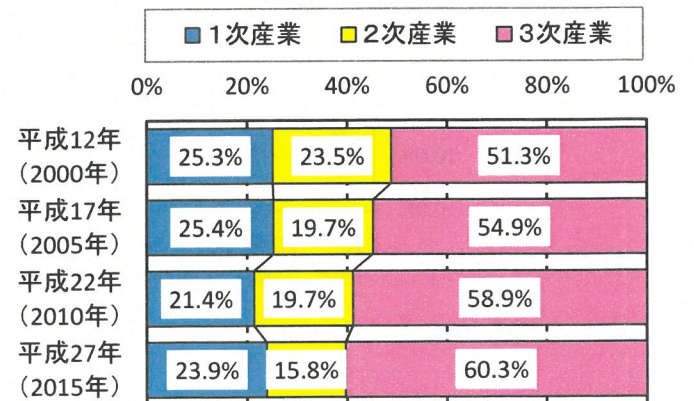
資料：国勢調査

■男女別産業分類（男性）



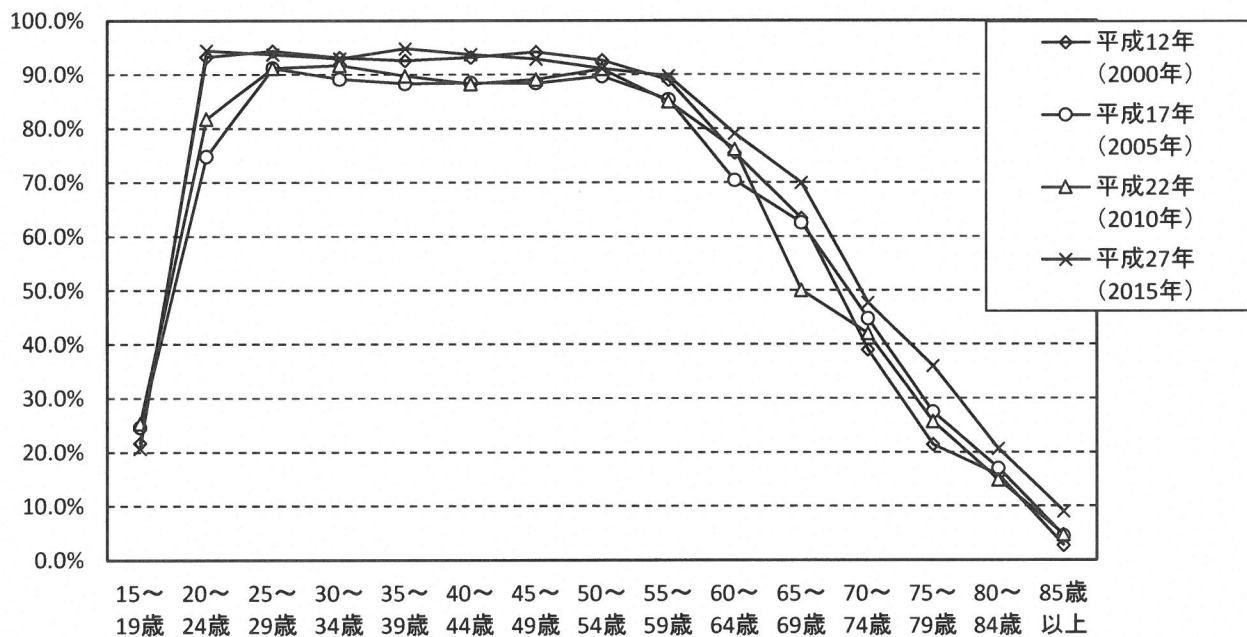
資料：国勢調査

■男女別産業分類（女性）



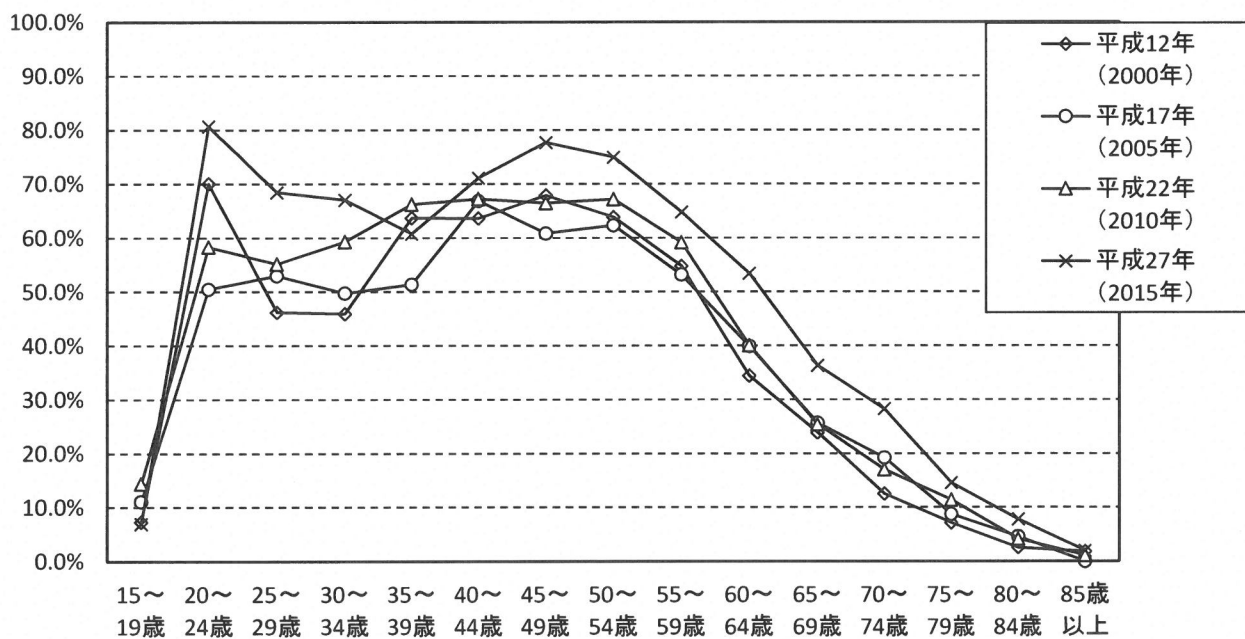
資料：国勢調査

■ 男女年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

■ 男女年齢別就業率（女性）



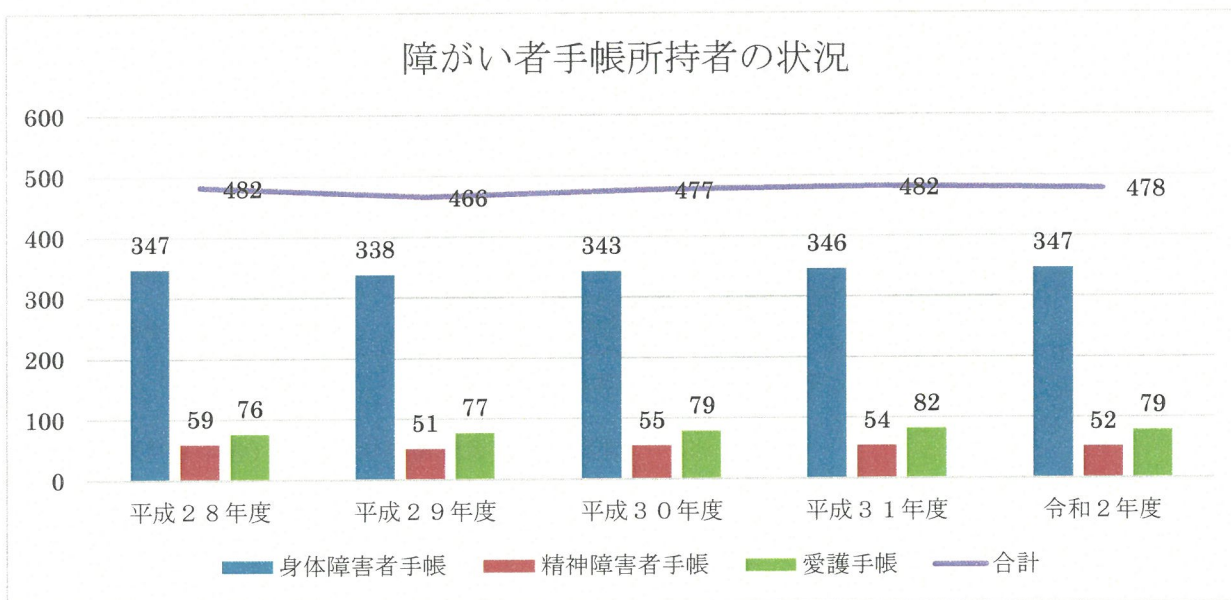
資料：国勢調査

(6) 障がい者数

障害者手帳所持者をみると、平成28年以降横ばいで推移し、令和2年では、478人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者、愛護手帳所持者、身体障害者手帳所持者はいずれも横ばいで推移しています。

■ 障害者数の推移

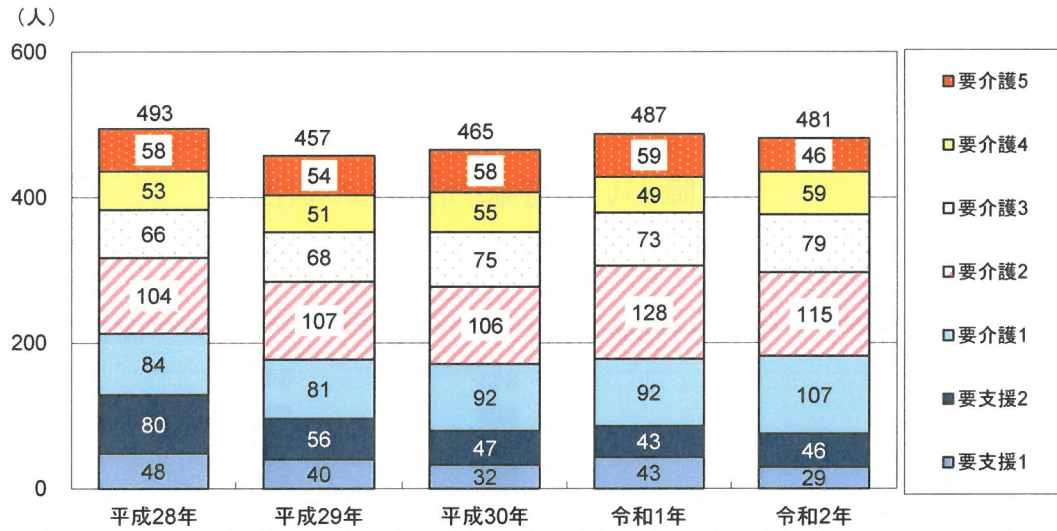


資料：いきいき健康福祉課（各年4月1日）

(7) 要介護認定者の推移

本村の要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、要介護1の認定者の増加が目立っています。

■ 要介護認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

2 各種団体等の状況

(1) 町内会（部落会）の状況

町内会（部落会）は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利団体の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

現在村では、民生委員・児童委員が23人、主任児童委員が2人の合計25人が活動しています。

(4) NPO事業者等について

「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

現在、村に、福祉分野で活動するNPO団体はありません。